

競争契約入札心得

(目的)

第1条 富士川町発注の建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、富士川町財務規則（平成22年富士川町規則第38号。以下「財務規則」という。）及び富士川町建設工事執行規則（平成22年富士川町規則第44号。以下「執行規則」という。）その他法令に定めるものほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は財務規則第177条の公告において指定した期日までに禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申出なければならない。

(入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員若しくは指定金融機関又は指定代理金融機関（以下「指定金融機関」という。）に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。
 - 一 入札保証金については、指定金融機関等に納付した場合は、保証金保管証書預り証
 - 二 入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は、保管有価証券預り書
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証（書）と引き換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、工事箇所ごとに別記様式により作成し、所要の事項を明記し、かつ所定の箇所に押印し、所定の時間までに提出しなければならない。訂正したときは当該訂正箇所に押印しな

ければならない。

- 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あて親展で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

- 第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することができない。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前にあっては、別記様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

- 第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめがある。

- 第7条の2 指名競争入札において、入札をした者が1者となった場合、当該入札は取りやめるものとする。また、予定価格が事前公表の指名競争入札において、予定価格の範囲内の入札をした者が1者となった場合も、当該入札を取りやめるものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理人をした者の入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札等)

第10条 開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札には参加できない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

- 第12条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。
- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項の規定により契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

- 第13条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又はする契約保証金に代わる担保の一部に振え替ることができる。

(契約書等の提出)

- 第14条 契約書（請負金額が、130万円以下の場合は請書とすることができる。）は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(工事の着手)

- 第15条 落札者は、契約締結後直ちに工事に着手しなければならない。

(異議の申立)

- 第16条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

入札にあたっての留意事項

富士川町

- 1 入札時提出書類の用紙サイズは、A4版（入札書はA4版横づかい）とすること。
- 2 入札書には、次の事項が記載されていること。
 - ① 日付 入札日と同一であること。
 - ② 契約担当者名 「富士川町長 ○○ ○○」と記載されていること。
 - ③ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名、代表者印。
 - ④ 代理人が出席の場合は、代理人氏名、代理人使用印
 - ⑤ 入札番号、事業名、工事（業務）名、工事（業務）場所
(指名通知に記載されているものと同一であること。)
 - ⑥ 入札書の入札金額（税抜）は明瞭に記載し、頭に￥マークを必ず記載すること。
- 3 委任状・誓約書の提出について
 - 代理人が出席の場合、必ず委任状を提出すること。
(1件の指名について1枚の委任状が必要となります。)
 - 代理人氏名・印は、入札書と同一であること。
 - 談合等を行っていない旨の誓約書を提出すること。
(1件の指名について1枚の誓約書が必要となります。)
- 4 工事費内訳書の提出について
 - 本町では、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、予定価格事前公表の工事について、積算内容の確認をするため、「本工事内訳書」及び「明細内訳書」まで記入した、工事費内訳書の提出を求めるので、入札の際には必ず持参すること。
 - 予定価格は、入札公告又は競争入札通知書に記載する。
 - 入札参加者は、入札公告又は競争入札通知書及び閲覧用設計図書等に示した内容に基づき、適切に入札金額を見積もること。
 - 内訳書は、管財課カウンターに、入札参加資格確認通知書又は競争入札通知書に記載した期日を厳守のうえ提出すること。
 - 内訳書書式は自由とし、コンピューター及び手書き処理可とする。
 - 予定価格の公表による見積金額は、予定価格と同額又は下回る金額であること。
 - 内訳書未提出の場合、又は不備が認められた場合は、入札に参加することができないものとする。
(内訳書の不備)
 - ・記載すべき項目が欠けている。
 - ・記載すべきではない項目が記載されている。
 - ・記載内容に誤りがある。

予定価格事前公表の入札は、入札前に内訳書の提出をしていただきます。

- ・内訳書は①、②、③の順に綴り、2階管財課カウンターに、時間厳守のうえ提出してください。提出時間は、入札参加資格確認通知書又は指名競争入札通知書に明記されています。

① 工事費内訳書

入札番号 _____

工事名 _____

商号又は名称 _____

積算責任者 _____ 印

②

本工事内訳書

- ・設計書コピー、コンピューター作成は可
- ・訂正の場合は、訂正印を押印のこと
- ・鉛筆不可

③

明細内訳書

5 調査基準価格の対象工事について

調査基準価格を設けた工事については、調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があります。

6 入札の中止について

《一般競争入札》

辞退等により適正な入札参加者が1社もない場合は、中止とします。

《指名競争入札》

辞退等により適正な入札参加者が1社もない場合、又は適正な入札参加者が1社のみの場合は、中止とします。

7 競争契約入札心得第5条に示しておりますように、指名を受けた者は、指名通知の日から入札書を提出する前まではいつでも入札を辞退することができます。

8 建設工事にあたっては「富士川町建設工事標準請負契約約款」第10条に基づくところの技術員等の配置を確保すること。

9 業務委託にあたっては「富士川町業務委託契約約款」第10条に基づくところの業務主任技術者の配置を確保すること。

10 その他、各種の提出書類については、町の様式と同一・同等のものであれば、各業者において入力・作成したもの、あるいは県の様式等でも構いません。

11 入札に参加するにあたり不明な点がある場合には、下記まで電話等で確認し、取り扱いに誤りのないようにすること。

富士川町役場 管財課 契約担当
TEL 0556-22-7206 (直通)